

第2回靈感商法等の悪質商法への対策検討会議事録

消費者庁消費者政策課

第2回靈感商法等の悪質商法への対策検討会

1. 日 時：令和4年9月7日（水）17時15分～19時4分

2. 場 所：オンライン開催

3. 議 題

- ・消費者契約法と特定商取引法の運用状況
- ・個別事案に関する分析と検証（非公開）

4. 出席委員（五十音順、敬称略）

- ・河上 正二 東京大学名誉教授、青山学院大学客員教授
- ・菅野 志桜里 弁護士（一般社団法人国際人道プラットフォーム代表理事）
- ・紀藤 正樹 弁護士（リンク総合法律事務所所長）
- ・田浦 道子 消費生活相談員（相模原市消費生活総合センター）
- ・西田 公昭 立正大学教授
- ・宮下 修一 中央大学教授
- ・山田 昭典 独立行政法人国民生活センター理事長
- ・芳野 直子 日本弁護士連合会副会長

○河上座長 それでは、定刻でございますので、第2回「靈感商法等の悪質商法への対策検討会」を開催いたします。

本日も、委員の先生方とはオンラインでおつながりして、開催しております。よろしくお願いいたします。

本日は河野大臣にも御参加いただいておりますので、最初に、大臣から御発言があればお願いしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○河野大臣 委員の皆様、お忙しいところ、ありがとうございます。

かなり早いペースでとお願いしたものですから、委員の皆様には日程調整にかなり御無理を申し上げております。おわびを申し上げるとともに、御協力に感謝したいと思います。

霞が関の役所がやる有識者会議で毎週開催するものは恐らくあまりないのだろうと思います。そういう意味で、消費者庁の担当部局はいろいろ大変だと思いますが、頑張ってくださいと思います。霞が関をホワイト化しようと言っている公務員制度担当大臣の足元の部局が、今、ブラックになっておりまして、スタッフの皆さんには誠に申し訳ないと思っておりますが、効率化できるところは効率化しながらしっかり運営していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

最初から私が申し上げておりますように、この検討会には境界を定めることなく自由に議論していただきたい。消費者庁はここまでだからというところで線を引くのではなくて、必要とあらば、消費者庁の担当するところを超えて、政府全体に対して委員の皆様から御提言いただいた上で、政府全体でどうしようかという議論をお願いしております。これは最初から変わっておりません。

メディアの中には、そうした言葉尻一つを取り上げて検討会でああだこうだみたいな報道をするところがありますが、そういう印象操作のようなことをやる報道については、私から「この報道は違います」ということをどんどん申し上げていかなければいかぬと思っておりますので、委員の皆様にはどうぞ自由闊達に御議論いただきたいと思っております。

そうしたメディアの切り取りを防ぐという意味でも、一般に公開をさせていただき、また、議事録も速やかに発表させていただいているところでございますが、個別の案件、個人情報が出るところその他、委員の皆様の合意があれば、非公開で、そこは委員の皆様の間で遠慮なく議論していただくということになっておりますので、そういう必要がある場合には、そこから先は非公開ですということで議論をお願いしたいと思っております。その部分の取扱いについては、座長あるいは委員の皆様と御相談をしながらやってまいりたいと思っております。

どうぞよろしくお願い申し上げます。今日は、ありがとうございます。

○河上座長 大臣、どうもありがとうございました。

それでは、本日の会議の資料確認及び動画のアーカイブ掲載について、事務局から説明

をお願いいたします。

○尾原課長 本日の資料について、確認をお願いいたします。

資料１～３、紀藤委員提出資料、参考資料１及び２でございます。

もしお手元に届いていない方などがございましたら、挙手をお願いいたします。

議題の調整等に時間を要し、本日の検討会の日程の公表が前日になってしまい、申し訳ございません。次回からは、迅速に調整し、前々日までに公表するように努力させていただきます。

また、本日の会議の様子はユーチューブで中継するとともに、会議資料及び議事録は消費者庁ウェブサイトに掲載しておりますが、ユーチューブの動画について、アーカイブ掲載を求める御意見、他方で、掲載には慎重な御意見の両方をいただいております。事務局において、各委員の先生及び座長の御意見を伺い、今後は、検討会終了後１週間はユーチューブの動画をアーカイブ掲載し、１週間の経過後に削除するが、議事録は可能な限り速やかに掲載するという整理を検討しております。

○河上座長 ただいまのアーカイブ掲載に関する事務局の説明に関して、委員から御意見はございませんでしょうか。

特に御意見はございませんので、本日の会議から、検討会の終了後１週間はユーチューブの動画をアーカイブ掲載し、１週間経過後に削除することにいたします。

なお、議事録は、前回同様、可能な限り速やかに掲載することに変更はございません。委員の皆様には、御負担をおかけいたしますけれども、短期間での確認について御協力をお願いしたいと思います。

次に、本日の議事「消費者契約法と特定商取引法の運用状況」についてであります。資料１の記載内容については、各委員に御確認いただいておりますが、回を分けて議論していきたいと思います。

まず、資料１の「（１）消費者契約法」と「（２）特定商取引法」について、事務局から御説明をお願いいたします。

○黒木課長 資料の共有をお願いいたします。

それでは、消費者契約法について、御説明させていただきます。

まず最初に、消費者契約法についての概要でございます。消費者契約法は、御承知のとおり、民法の特別法でございます。民法の世界では、契約に関する部分につきましては、対等な当事者の合意に基づき成立することを前提としていることに対しまして、その特別法である消費者契約法におきましては、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力の格差があることに鑑みて、消費者契約に関する包括的な民事ルールを定めているということでございます。したがって、何が「契約」に該当するかということにつきましては、消費者契約法ではなく民法上の解釈によって判断される関係にあるということで御理解いただければと思います。その上で、消費者契約法では取消権の規定がございます。事業者の一定の行為により消費者が誤認・困惑した等の場合について、消費者の意思表示

である契約の申込みあるいは承諾の意思表示を取り消すことができるとされておりまして、具体的には消費者契約法第4条に規定がございます。ここで、関係があります靈感商法に関する取消権については、同法第4条第3項第6号に規定がございます。

次のページに、具体的な規定を載せさせていただいております。

1ページ戻っていただきまして、もう一点、消費者契約法は民事ルールでございますので、取消しの対象になるような不当な勧誘を行った事業者に対する罰則規定や行政処分の規定はないことを御理解いただければと思います。

その上で、3ページでございます。第1回で御質問いただいております、先ほど御紹介いたしました第4条第3項第6号の取消権の行使の状況についてでございます。消費者契約法は民事ルールでして、民一民の間のトラブルの解決に当たって使われる法律でございます。この法律に基づいて取り消したことについて、例えば、行政に報告をしなければならないといった規定もございませんので、基本的には取消権が行使されたあるいはそれを使うことができた件数を行政で網羅的に把握することは困難であることは御理解いただければと思います。その上で、例えば、裁判について、全ての裁判が登録されているわけではないわけですが、裁判例検索サービスを利用いたしまして、先ほどの取消権が追加された平成30年改正法の施行以降の裁判例において、同条同項同号の規定、取消権が行使された裁判例があるかということを検索いたしましたところ、そのようなものの確認はできなかったということでございます。なお、時期については少し遡りますけれども、靈感商法に関して民法の不法行為の規定が適用された裁判例が存在しております。繰り返になりますが、「プレゼント＋献金」といったパターンと契約法の関係について、それが契約に該当するのかどうかということは、民法上の解釈によって判断されることになろうかと思っております。

4ページは、先ほど御紹介いたしました裁判例について抜粋してお示ししております。この裁判例は、平成26年の東京地裁の裁判でございます。「消費者法判例百選」にも掲載されておりまして、その解説部分などには、被害回復手続としては、契約取消しよりも、事業者側の法人だけではなくて、実際の行為者や経営者個人も相手方として、共同不法行為や使用責任を問うことが多いといったことも指摘されているところでございます。

私からは、以上でございます。

○奥山課長 続きまして、特定商取引法に関する宿題、2点について、御説明申し上げたいと思います。

まず、(c)菅野先生から頂戴した宿題でございます。特商法の新類型として設置するに当たってどういうことを考えるべきかとでございます。文字どおり、特定商取引法は商取引を規制の対象とする法律でございまして、いわゆる経済合理性を持った取引をいかに公正にするかという立てつけの法律でございます。したがって、仮に新しい類型を特商法の規制対象として追加することを考えるにしても、この商取引、すなわち、民法上の売買契約のように、当事者双方が債務を負担する取引、双務契約には該当する必要が

あろうかと考えられます。ほかにも、「商取引」に該当するいわゆる経済的な行為でございますので、宗教法人においても、法人税の課税対象に該当し得る、いわゆる収益事業になり得るといった別の法制度との関係も整理していく必要が出てまいろうかと考えられます。これが、最初の（c）の宿題でございます。

次に、（d）芳野先生から頂戴した宿題でございます。インターネット通販への対応などの新しい対応に合わせて特商法の改正をしていくべきという御指摘を頂戴しました。特商法でございますが、変化を続けてまいりました悪質商法の実態や消費者被害の状況に応じまして、随時の改正をこれまでも行ってきております。資料に書いておりますとおり、平成の間だけで8回、令和に入っても昨年に改正をしたところです。昨年の改正におきましては、まさに御指摘を頂戴しましたようなインターネット通販において詐欺的な定期購入商法が問題になっていることを受けまして、この詐欺的な定期購入商法対策に係る規定を導入するなどの対応を行いました。その規定は、今年6月からまさに施行に移ったところです。ほかにも、来年から施行予定の部分もございます。まずはそうした法施行をしっかりと行っていくことに加えまして、今後の被害の状況や新しくつくりましたところも含めた法の施行状況の全体をしっかりと見ながら、今後とも適切に対応していきたいと考えてございます。

私からは、以上でございます。

○河上座長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明に対しまして、何か御質問等がございますでしょうか。

国民生活センターの山田委員。

○山田委員 山田でございます。

基本的な事項の確認で恐縮でございます。

消費者契約法について、民法との関係、取消権について、御説明いただきました。取消権については、民法との関係では取消権を行使できる方は基本的には契約者本人ということになっているかと思いますが、その理解でよろしかったでしょうか。

もう一つ、取消権の行使期間ですけれども、消費者契約法上には特則があったかと思いますが、いずれにせよ、一定の期間内に行使しないと訴訟では使えなくなるという理解でよろしかったでしょうか。

以上です。

○河上座長 事務局からお願いします。

○黒木課長 消費者契約法について御質問いただきまして、ありがとうございます。

まず、取消権の行使をするのは誰かという御指摘がございました。御指摘のとおりでございます。意思表示をした本人が、原則、行使することとなるかと思いますが。

もう一点、行使期間について、消費者契約法上、その取り消し得ることを知ったときから1年、契約のときから5年になっておりますので、それを超えると使うことはできないということでございます。

以上でございます。

○山田委員　ありがとうございました。

○河上座長　それでは、菅野委員、どうぞ。

○菅野委員　ありがとうございます。

冒頭の大臣の発言と消費者庁からの迅速な宿題返しをいただきまして、私から、総論１点と各論３点に分けて、問題提起あるいは質問をしたいと思います。

まず、総論的な話なのですが、前回の後にもこの検討会の射程を聞かれることがとても多かったです。もし共有できたらと思うのですが、私としては大きく２つかと思っています。一つが、靈感であれ、献金であれ、カルト的な団体による違法な金銭的な搾取をどのように予防・救済するのかという問題。もう一つが、こうした違法な金銭的搾取を繰り返すカルト的な団体の根っこを断つ、つまり、必要があればきちんと解散命令に持って行って税優遇などの特権的地位を取り上げるためにはどうすればいいのかという問題。この１週間、ここにも取り組む必要がどうしてもあると感じています。消費者庁だけで対応できる課題ではないですが、消費者庁から消費者契約を装った搾取の構造を根本的に解決するためにはこういうことが必要だと考えていますと提起することは、全く問題はないと思いますし、求められていることだと思いますし、全省庁横断型の問題はどこの省庁がのりを越えて行って初めて解決できると思うので、大臣、頑張ってください政府のほうに持って行ってほしいなということが、まず、総論的なお話です。

各論に入っていくのですが、まず第１に、靈感商法対策をどうするのか、第２に、靈感商法とは言えない献金搾取をどうするのか、第３に、こういった個別の搾取を繰り返す団体規制をどうするのかと分けることができるかと思いました。

第１、今の消費者庁の説明で、2018年改正で入った靈感商法の取消権がこれまで使われた裁判例が見当たらないということがはっきりしたわけですね。私がいろいろな方に教えるを乞うても、「知らないな」ということでした。靈感商法対策として効果的な法律になっていないということを正面から受け止めて、改善する。立法事実かと思います。このためには、第１に、狭過ぎる要件を広げること。そもそも、確実に回避できると告げる場合には取り消せるという法律をつくったら、確実に回避できると告げるはずがないのだと思うのです。しかも、マインドコントロールで支配関係に組み込まれている被害者の方には「確実に回避できますよ」と告げる必要すら恐らくないのだと思うのです。そうだとすると、フランスの反カルト法ということで持ち出されることが多いですが、そもそも日本の立法過程でも様々な専門家の方が提起していた無知や脆弱性を殊さらに利用するような場合という要件をここに持ち込んでいくことは本気で検討すべきではないかと、先ほどの話を聞いて、改めて思いました。ここはまさに消費者庁案件なので、この検討会で乗り越えればできるのではないかと思います。もう一つ、そうすると、靈感商法と献金搾取のグレーゾーンを整理する必要があるということで、今のお話だと、消費者契約に該当するかどうかは民法上の解釈によるということでした。先日の座長からの御示唆でも、この

線引きみたいな基準をつくるのはどうかというお話を伺いましたので、まさにその知見をいただいて具体化する必要があるかと思います。

第2なのですけれども、それでも、結局、献金搾取を契約とみなすことには限界があることも今日の説明で分かりましたので、献金についても無知・脆弱性の利用要件のようなルールを考えてもいいのかなと思いました。この点で具体的な提案というと、公益法人法第17条の献金依頼のルールでは、無理強いは駄目、使い道を誤解させては駄目、寄附者に著しい不利益を与える寄附の要求は駄目という禁止がされています。これは、宗教法人にも言えるのではないかと思います。つまり、世のため人のために集めるお金だから無税になっているという点で共通項がある。そうだとすると、公益法人であれ、宗教法人であれ、逆に、人を苦しめるような方向でお金を集めたら駄目だし、そういった形で集めたお金の税優遇が起きることは許されないという点では、共通部分があると思うので、この法の趣旨などを参考に検討できたらと思います。

長くなって、すみません。最後に、こういった個別の搾取を違法に繰り返す団体の解散命令について、宗教法人の解散命令が、これまで、殺人未遂や詐欺、つまり、刑事責任とセットになった場合の2例しかないということで、素朴な疑問として、民事責任を多々負う団体が宗教法人として存続し続けて税制優遇を受け続けているのはなぜなのかという点も、ここで原因を把握する必要があると思っています。そこで、現状の法の中で、これまで解散命令の前提となる質問権が利用された例があるのか、何例あるのか、どういう結果になったのかということを教えてほしいと思っています。例えば、旧統一教会に対しては法律上の質問権が使われたことはないと聞いていますけれども、その確認をしていただければということと、また、個別の宗教法人に限らず、これまでに質問権が行使された例があるのか、解散命令が出た2件についてはそもそも質問権が行使されたのかということ調べて教えていただければと思います。法律は刑事責任に限っていませんので、民事も含めて個別の違法行為を組織的に繰り返す団体が調査を受けて解散命令も受けるというルートが全然機能していないのであれば、機能するように宗教法人法の改正も含めた提案をしていくことが必要になろうかと思っています。毎週の宿題で申し訳ないのですけれども、その立法事実のところをいただければと思います。

今のところ、以上です。

○河上座長 どうもありがとうございました。

総論的な課題と各論的な課題の3点がございましたけれども、事務局から何か回答すべきことはございますか。

○尾原課長 事務局でございます。

まず、総論につきましては、冒頭、大臣からも御発言いただきましたように、本検討会の射程につきましては、幅広く専門家の先生方から御議論いただくと我々は理解しております。

各論でございます。

今日、消費者契約法と特定商取引法のこれまでの施行状況の確認として御説明させていただきました。それも含めて、今、先生から御意見をいただきましたが、今回は様々な分野の先生方に入っていておりますものですから、そういう議論をする中で、今後の対応もまた様々な御議論をいただければと思っております。

また、2つ目の献金の問題につきましては、前回もすごく大きな問題ということで、我々は資料1でもいわゆる献金の問題というところで一つ議題に立てております。座長との御相談ではございますけれども、次回、いわゆる献金についてというところで改めて御議論させていただければと思っております。

3つ目の団体の規制、特に宗教法人のお話がありました。これにつきましては、消費者庁の所掌を超えるところもございますけれども、先生から御質問いただきましたので、事務方で整理させていただき、座長とも扱いについて検討させていただければと思っております。

よろしくお願いいたします。

○河上座長 どうもありがとうございました。

改正の必要があるかということも含めて、消費者契約法の運用状況についてお話がありましたけれども、何か消費者制度課からお答えすべきことはございますか。

○黒木課長 消費者契約法につきましては、30年に改正されております御指摘の靈感商法に関する取消権につきましては、国会の修正で入っているという経緯もございます。その際の御議論なども踏まえて検討を進める必要があらうかと思えます。また、つい数か月前の消費者契約法の改正に当たりましては、そもそも、今の契約法の枠組みにとらわれない、あるいは、契約法だけに限らない、消費者法の在り方を抜本的に考えていく時期に来ているのではないかという御指摘からの附帯決議等もいただいております。それを踏まえた検討をしっかりとしていく必要があらうかと、現在、考えているところでございます。

○河上座長 よろしいでしょうか。

ほかの委員の方、何か質問や御意見はございますか。

○紀藤委員 宿題のレジュメの範囲だったら、よろしいのでしょうか。それとも、消費者契約法と特定商取引法の関係だけなのでしょうか。

○河上座長 今は取りあえず消費者契約法と特商法のところに限ってお答えさせていただいているわけで、その他の法律に関してはまた別の機会を持ちたいと思っております。

○紀藤委員 宿題のレジュメに関する意見は駄目なのですか。

○河上座長 結構です。どうぞ。

○紀藤委員 宿題のところを共有していただければいいと思います。

資料1のまとめですけれども、(k)については、「相談対応に関する事項」の(k)に関しては、少なくとも法律のところに移さないといけないのではないかと思います。これは前回に西田委員が言われたことなのですから、相談を受けるときに、この問題が非常に大きな困難を生むのですね。つまり、誰を当事者として捉えていくのかという

きに、御家族からの相談が非常に多い。まず、御家族が相談するのは、どこか分からない団体に入っているようだ、それが宗教団体か宗教団体でないかも分からない、でも、どう考えたって昔の自分の家族、子供、妻、夫とは違うという相談があって、実際に調べてみて、名前が知られている関連団体とかだったら統一教会とすぐに分かるわけですから、そうではないときには調査も含めて非常に困難を伴うのですね。次に、非常に大きなお金を持ち出しているようだから、この財産を保全したい、どうすればいいかという相談が結構あるのですね。2000年に廃止されたわけですが、準禁治産者制度があって、そこに浪費という規定があったものですから、統一教会関係に関しても、2000年まではその浪費の規定を使って言えば財産の保全をしたのですね。個人の人權の観点からそれが廃止されて以降、財産を保全することに非常に困難を伴うことになっています。民法的に、共有財産どうするかという問題も絡んでいるのですけれども、財産の保全の仕組みがないものですから、なかなか救済が難しいということがあります。1の「法制度に関する事項」にも関係しているものですから、(4)の「その他」にも入れていただきたいということが1点です。

もう一つは、(4)の(g)が宗教法人の解散命令の話になっていますが、後で私の資料でも説明しますが、こういうカルト的な団体には、宗教法人だけでなく、宗教団体、公益法人、株式会社、利益団体ないしは宗教団体、法人化していない団体も含まれているわけですね。今回の統一教会の問題だと宗教法人の解散命令なのですが、一般の会社の場合は会社解散命令という規定があるわけですね。消費者庁にお願いしたいことは、最近、VISIONの関係で長崎の弁護団から消費者庁に対して会社解散命令の申立ての要請が出ていて、今週の月曜日ぐらいからそれが大きく報道されているのですけれども、それが具体的にどういう内容なのか、実際にできるのかできないのか、そもそも消費者庁が主導して利害関係認定をして会社解散命令ができるのかどうかということも含めて、検討の結果を教えてください。今日答えられるのだったら、答えていただきたい。同時に、会社解散命令で利害関係人申立てができるのであれば、同じように、宗教法人の解散命令も利害関係人申立てができると思われるので、その辺の法の立てつけですよね。つまり、悪徳商法を繰り返す法人があったときに、消費者庁として、会社であれ、宗教法人であれ、最終的に解散命令ができる立てつけであれば、むしろ消費者庁が主導できるという話になります。その辺りも含めて、宗教法人に限らず、会社解散命令も含めて、法の立てつけも入れておいていただきたいと思っております。この宿題の立てつけについては、前回の議論の中でも話したと思うのですが、不十分な点もあるので、もう少し入れていただきたいと思っております。

○河上座長 どうもありがとうございました。

宿題は議事録をかなり丁寧に読んでつくったものではありますけれども、立てつけに関しては、事務局で検討をお願いしたいと思います。

もう一点、最初の経緯のところは、前回に西田委員からお話がございまして、そのこと

がここでの問題事項に挙げた一つの要因でございました。

西田委員から、何かお話しただけのようであれば、少し御意見を伺いたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○西田委員 今の話、消費者契約法の中で取消権とかがあるということなのですが、私はこのメンバーでは一番法律には暗いので、間違ったことを言ったら申し訳ないのですけども、5年という時効があったと思うのです。例えば、マインドコントロールをされた状態というか、価値観をがらっと変えられて、信者になるというプロセスがあるわけですね。ある年に信者になって、献金という形で高額な寄附をして、5年間信者であって、その間は、間違いなくと言ってもいいと思うのですけれども、「金を返せ」などということはないわけですよ。その後、5年後に、何らかのきっかけを得て、だまされた、間違いであったと変わってきたときに、時効が成立してしまうことがあると思うのです。家族にとってみれば、例えば、子供さんの立場からすると、親がこのように献金したために、本当に御飯も食べられないから雑草を食べたなどというひどい話まであるわけですね。親に対して親権の逆はないわけですし、成年後見という制度があるけれども、今までの法律では、当然これは使えないです。子供は、被害を受けても、救済策が全くない状態だったと思うのですね。そこを考えると、ここは何か手を打たなければと。本当の被害者は小さな子供さんだったりするのではないかと思うのです。そこで、何かお考えいただきたいと思った次第です。

○河上座長 どうもありがとうございました。

取消権者に関しては、消費者制度課から説明があったように、本人ということになります。ただ、一定の精神的な影響を受けて、その影響を脱していない状態で、果たして取消権の時効が始まるかということは、十分に考える余地があるのかもしれません。その辺はまたこちらでも検討させていただきたいと思います。

範囲の問題に関して、私の記憶で、曖昧なところはあるのですけれども、かつて事実上の後見という問題が判決で取り扱われたことはございます。確かに成年後見制度は使っていないのだけでも、事実上の後見人という人が出てきて、そこでその主張をしたものを認めた最高裁の判決は確かにございました。その辺も含めて、もう一度宿題として考えてみたいと思います。

今、VISION云々という話がございましたけれども、事務局、ここはいかがですか。

○尾原課長 事務局でございます。

個別の事案につきましては、この場での答えを差し控えさせていただければと思います。よろしく願いいたします。

○河上座長 どうもありがとうございました。

VISIONのことに関しては、また別の機会にやりましょう。

あとお一人ぐらい、どなたかがいかがでしょうか。

芳野先生、どうぞ。

○芳野委員 日弁連の芳野でございます。

今日は、消費者契約法と特定商取引法についての御説明をいただいたので、これに関して、質問と意見を言わせていただきたいと思います。

1つは、先ほどの御説明で「プレゼント＋献金」パターンについて、御回答では民法上の解釈によるという話だったのですが、いわゆる消費者契約法は事業者と消費者個人との問題をつかさどって、事業者の中には当然宗教法人も入ると思うのですけれども、契約が売買契約に限られているわけでは当然ないわけです。そうすると、贈与契約、いわゆる双務契約ではなく片務契約でも、当然、消費者契約法の適用対象になる、ターゲットの範疇に入っているのではないかとも思われるのですけれども、その辺のところについてはいかがお考えになっているか。要するに、「プレゼント＋献金」として、もう無理だという雰囲気を出すことによって、実際は使えるのに使えなくなっているのではないか、そのようなことがないのかどうかということについて、民法によるという回答だけではあまりにあれなので、実際には消費者契約法の適用範囲がもうちょっと広いのではないかということも考えられるので、その辺についても御検討なり御回答をいただければいいなと思っております。それが、質問の一つです。

ここからは意見にわたるのですけれども、消費者契約法自体は宗教法人と消費者との契約も一応範疇に入っているわけです。第4条の取消権の範囲で新しく法改正をしましたよということで御説明されて、ただ、現在はその判例がありませんという御報告だったのですが、実際に、消費者契約法第4条第3項第6号については非常に長い様々な要件が付されているということで、靈感商法的なものは、いろいろなパターンが考えられ、あまりに細かく要件を設定し過ぎると、かえってそれが範疇から外れてしまうことになってしまって、使い勝手が悪くなっているのではないかとも思われるのですね。令和4年改正前のいわゆる検討会が開かれたときに、そこの中の提案では、判断能力の低下した消費者が生活に著しい支障を及ぼす契約の勧誘を受けた場合も取消権を認めるべきではないかという提言がなされていたと聞いています。実際には改正法にそれは盛り込まれていないのですが、判断能力の低下が、例えば、認知症や若い人だけではなくて、マインドコントロール的なところで判断能力が低下しているという形が入るかどうかなというところも、問題としてはあると思うのです。ただ、令和4年の検討会のときに提言されたようなどんどん変わる形態に対して取消権を認めていくということを検討されてもいいのではないか。これが一つの意見で、今回、特にこの法改正がなされていないのはどういう趣旨なのかということが分かれば、教えていただきたいと思います。

3つ目が、特定商取引法の関係についてです。特定商取引法に関しましては、前回、訪問販売による高齢者の被害が結構あるということをお報告いただきました。特定商取引法第3条第2項に、消費者が契約したくないという意思を表明した場合は事業者が勧誘することを禁止しているという条項があるのです。玄関に「訪問勧誘お断り」というものを貼っていても断ったという意思表示にならないと消費者庁は解釈しておられると聞いてい

るのですけれども、このようにしてしまうと、消費者がステッカーを貼っていたとしても、一旦訪問販売でやってくる人と対峙して話を聞いてお断りする必要が出てくる。特に、靈感商法的なものは、一旦会って話をしてしまうと不安がどんどんかき立てられるので、自力で断ることが非常に難しくなってくると思うのです。そういう意味で言うと、私生活の平穩を守るためにそもそも家には来てほしくないんだよということをあらかじめ表示しておくことによって水際で防止する対策を取るという考え方もあり得るのではないかと思います。その辺のところができないものかというところについては、提案というか、提言させていただきたいと思っています。

以上です。

○河上座長 どうもありがとうございました。

消費者契約法の契約の射程の問題については、基本的には消費者契約法の中での契約の法的性質の決定は民法でやると消費者制度課から説明があつて、そのとおりであります。ただ、その結論の部分で、例えば、贈与のような片務契約は入らないんだという説明ではなかったはず。民法の場合、有償双務契約には限られないし、消費者契約法には贈与契約も当然入ることになります。これは民法の研究者としての私の発言ですけれども、そういう話になります。

もう一つ、判例がないとか、いろいろな問題がありました。

特商法に関して、高齢者のみならず、それ以外の心神耗弱状態に陥った場合が想定されているのですけれども、そこで不招請勧誘の問題に結びつけられるかどうか。

これは、取引対策課の方から、お願いしたいと思います。

○奥山課長 いわゆる訪問販売での勧誘をそもそも断ることができるか。いろいろな議論がありまして、「訪問販売お断り」と表示しただけでは、一体何を断ったのかがあまり明確ではないなどという議論で、今のところ、いわゆる不招請勧誘の禁止が盛り込まれていないという議論であるように、経緯としては理解しております。今回の議論に関して申し上げますと、いわゆる宗教の勧誘につきましては、「訪問販売お断り」という言葉では防止できないということがあります。根本的に不招請勧誘の禁止をもっていわゆる被害を防止できるかということになりますと、無理ではないかと考えるところでございます。

○河上座長 田浦委員、お願いします。

○田浦委員 田浦です。ありがとうございます。

消費者契約法や特定商取引法などの法律の改正あるいは法律の線引きについては、今後とも議論していただきたいと思います。

一方で、未然防止が最も重要な被害防止策と紀藤委員が言われてまして、私もそれに同感です。トラブル情報を知っていれば、自らトラブルに近づかないということが出来ますので、未然防止には消費者教育がとても重要と考えます。コロナ感染症の拡大で、この2年半ぐらひは、消費生活センターで行っている出前講座などもできず、少し足踏みの状態の面もあったと思いますので、今まで以上に力強く消費者教育を進めていただきたいと思います。

えています。

○河上座長 どうもありがとうございました。

まだ御意見はあるかと思えますけれども、次の議題もありますので。

○紀藤委員 1点だけ、手短に。

消費者契約法ですけれども、消費者庁の職員は靈感商法の問題についてまだ御理解いただけていないと思うのですよ。なぜそう思うかという、資料2を見ていただければ分かりますとおり、消費者契約法の条文の挙げ方で、第4条第3項第1～5号を略しているでしょう。これ自体、御理解いただけていないのではないかと私は思っています。なぜかという、靈感商法をやっていると、健康不安は結構あるのですよ。その健康不安は第5号なのです。第5号は、健康不安をあおっていわゆる商品売りつけるという商法です。靈感を使った健康不安商法、統一教会の靈感商法には、高麗人参茶というものがあって、実際に健康不安をあおって靈感商法をやっているわけですよ。だから、第5号は絶対に必要だし、もともと総論である第3号ではなかなかなかうまくいかないの第5号や第6号を切り出したという経過があります。第3号は一種の総論になっていて、この第3号の「社会生活上の経験が乏しいことから」を削除すれば、あとはイロハでくつつければ、大体靈感商法も健康不安商法も入ってくるのですよね。少なくとも第3～6号は検討事項として少なくとも資料には挙げておいていただかないと、委員全体の知識共有ができないと思いますので、次回から御注意ください。

よろしくお願いします。

○河上座長 どうもありがとうございました。

次回から、注意して資料を作成したいと思います。

それでは、議論は一旦この辺りとさせていただきます、次の議題に移りたいと思います。

次に、「個別事案に関する分析と検証」という議題になります。検討会の開催要綱、「3. 運営」の（1）に基づきまして、ここからは非公開とさせていただきたいと存じますが、それでよろしいでしょうか。

（委員の同意あり）

○河上座長 委員の御同意をいただきましたので、この議題は非公開とさせていただきます。

また、この議題の配付資料については、運営要領の3. に基づきまして、非公開とさせていただきます。

なお、議事録は、運営要領の4. に基づいて、非公開となりますけれども、後日、議事概要の形でこれを公開することにしたいと思います。

(以降、非公開)

具体的な被害事例の特徴や内容等に関し、関係者として出席した国民生活センター相談情報部長の林大介氏及び弁護士の佐々木大介氏から、また紀藤委員から同委員提出資料(「第2章 宗教と消費者問題」(出所: 第二東京弁護士会消費者問題対策委員会『消費者問題法律相談ガイドブック』(四訂版)より))に基づき、それぞれ説明を聴取した。

上記の説明に対し、委員からの質問、意見の表明はなされなかった。